

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | | |
|---|------------|
| 1 | 一括質問一括答弁方式 |
| 2 | 一問一答方式 |

質問件名 教育長の虚偽答弁調査等はどうなっているか

質問要旨

昨年 6 月、12 月、そして本年 3 月の一般質問で指摘してきた職員の不正調査や教育長による虚偽答弁の問題対応が正常に行われていない状況のため、改めて問う。

1. 昨年 6 月の一般質問で教育長が「謝罪した」とした内容は質問と全く関係ないことへの謝罪であり、つまり虚偽答弁であった。この問題について市民は告発という表現で調査や説明を要望していたが、市教育委員会は本年 3 月 25 日、調査していないと回答し、説明もなかった。市民は、受けてもいない謝罪をしたと教育長に議会場で答弁され、再三の指摘をしても放置され続け、尊厳が冒された状況にある。教育長による虚偽答弁について調査し、該当の市民へきちんと面談して回答すべきと考えるが、調査も回答もしないことにしたのか。もしくは対応は終わっているという認識か。
2. 昨年 6 月の一般質問で説明した通り、令和 4 年 11 月 9 日に「小平市立学校版感染症予防ガイドライン」に基づく学校側の対応について学校は保護者に説明したとするが、その保護者である市民は一切説明を受けていない。説明がなされた証拠も一切なく、説明したとする事実は公文書上矛盾することを行政経営課と教育総務課両課も認めている。しかし本年 3 月 25 日の市教委の説明では「学校は市民へ話したとしている」といった説明のみであった。調査不尽が明らかであり、再調査が必要と考えるが見解は。公文書上で 2 つの課も認める矛盾があっても、学校が説明したとする説明を採用し、再調査せず対応は終わらせるのか。
3. 半年以上に渡ってこれらの調査対応を放置した担当職員は、自身に対する服務調査は別途行われると回答している。本年 3 月の一般質問で指摘したように、市民から指摘があっても一方的に内容のないメールを市教委として送り・送らせ続けることは、その市民だけでなく担当職員へのハラスメント行為と考える。市民の指摘から半年以上経つが、この服務調査は行われているのか。この件について市民へ回答はなされるのか。
4. 告発という表現のもとこれらの不正調査や説明を要望した市民は「告発に関するすべての内部資料(稟議、メモ、議事録、不正調査の資料)」を個人情報開示請求した。しかし「当該保有個人情報は、作成し、または取得しておらず、不存在」として不開示決定がされた。内部資料も作らずに不正調査が行われているのか。少なくともこの市民は児童が小学校で受けた行為を踏まえた告発文書を提出しているが、これはなぜ開示されなかったか。また議会答弁に向けて、個人名が入った文書が作成されてメールのやり取りもなされているはずだが、これもなぜ開示されないのか。
5. 事実捏造や教育長の虚偽答弁に関する調査や説明に際して、市民へなぜ文書で回答しないのか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 7 年 5 月 22 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 】

27	26	25	24